

# 豊中市緑と食品のリサイクルプラザ土壤改良材「豊肥（とよっぴー）」活用要綱

(目的)

**第1条** 本要綱は、循環型社会の形成を推進するため「豊中市緑と食品のリサイクルプラザ」で製造する土壤改良材「豊肥（とよっぴー）」の有効かつ効果的な活用方法などを定めることを目的とする。

(活用方法)

**第2条** 活用方法は、別表1の図に基づき次のとおりとする。

(1) 循環型社会形成推進活動の活用

- ① 食の循環活動（協力農家、豊中市農業経営者協議会研究部会など）
- ② 市施設での利用（保育所、幼稚園、小・中学校、公園みどり推進課）
- ③ 環境学習教材用（保育所、幼稚園、小・中学校）
- ④ 花いっぱい運動
- ⑤ 啓発イベントなど

(2) 循環型社会形成推進活動以外の活用（個人使用など）

2 前項(1)の活用については無料配布（次条第2項の場合を除く。）とし、前項(2)の活用については有料頒布とし、頒布額については、別表2のとおりとする。

(配布・頒布量)

**第3条** 計画的に配布・頒布が行えるよう、前条第1項(1)の項目ごとに年間の配布・頒布量を「緑と食品のリサイクルプラザ推進連絡会」（以下「推進連絡会」という。）で協議し、定めるものとする。この場合において、計画した配布・頒布量について、特に変更の必要が生じたときは、推進連絡会でその都度協議し、定めることができる。

2 前項で計画した配布・頒布量（同項後段で定められた場合を含む。）を超えて配布・頒布の希望がある場合は有料とする。その場合の頒布額は、別表2のとおりとする。

(その他)

**第4条** 本要綱で定めのない事項については、「推進連絡会」で協議のうえ、環境部長が定めるものとする。

**附 則** この要綱は、平成15年（2003年）4月1日から施行する。

**附 則** この要綱は、平成18年（2006年）4月1日から施行する。

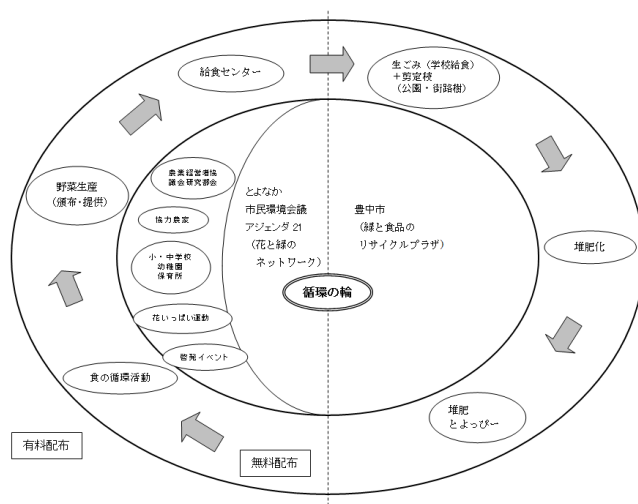
**附 則** この要綱は、平成19年（2007年）5月1日から施行する。

**附 則** この要綱は、平成21年（2009年）5月1日から施行する。

**附 則** この要綱は、平成24年（2012年）4月2日から施行する。



別表1



別表2

頒布方法	容 量	頒布価格
定期頒布	1袋 10 リットル (約 3kg)	1 0 0 円
定期頒布	1袋 20 リットル (約 6kg)	1 5 0 円
定期頒布	1袋 35 リットル (約 10kg)	2 0 0 円
イベント用	1袋 8 リットル (約 2.5kg)	1 0 0 円
農・菜園用	軽トラック (約 300kg)	3, 0 0 0 円

35リットル頒布については可能な限りマイバック（購入者が堆肥袋を用意）活用とする。